

資 料

うになつた。このたび本学でもその利用体制を整備するとともに、これを全国の研究者の便に供する目的をもつて全国共同利用の大型計算機センターを置くものである。

東京大学大型計算機センター運営委員会規則

(設 置)

第1条 東京大学大型計算機センター（以下「センター」という。）に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、センターの長の諮問に応じて、センターの運営及び施設整備に関する事項を審議するとともに、センターの長に対して意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる25名以内の委員をもつて組織する。

- (1) 東京大学の教授又は助教授のうちから総長の命じた者
- (2) 東京大学内の学識経験者のうちから総長の委嘱した者
- (3) 東京大学事務局長

2 委員の数は、東京大学の内外についてほぼ同数とする。

(任 期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、センターの長をもつて充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長ばあらかじめ指名する委員が、その事務を代理する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決すること

ができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

制 定 理 由

近年、学問諸分野の発展に伴い自然科学分野のみならず、人文社会科学分野においても大型計算機を利用して能率的に学問の実を上げることができるようになった。このたび本学でもその利用体系を整備するとともに、これを全国の研究者の便に供する目的をもつて全国共同利用の大型計算機センターを置き、昭和40年度第4・4半期から活動するため、その運営委員会の規則に定めるものである。

ニ ュ ー ス

武野 正三氏（北大理）は本年9月渡米の予定のところ、1965年3月より Cornell 大学の Laboratory of Atomic and Solid State physics (Ithaca, New York) に勤務される。